

林業・木材産業 信用保証のご案内

(令和2年度版)



林業・木材産業はSDGs実践産業です。

林業・木材産業における事業活動は、森林の整備や木材の利用につながり、SDGsの17目標のうち、



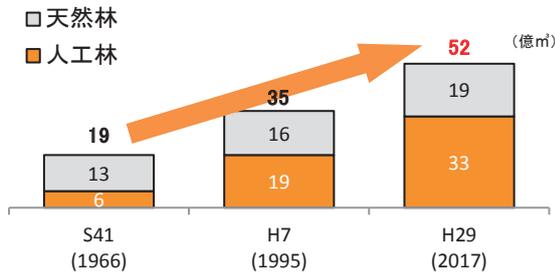
等の達成に貢献します。

独立行政法人 **農林漁業信用基金** (主務省：農林水産省・財務省)

我が国の林業・木材産業は近年成長している分野です

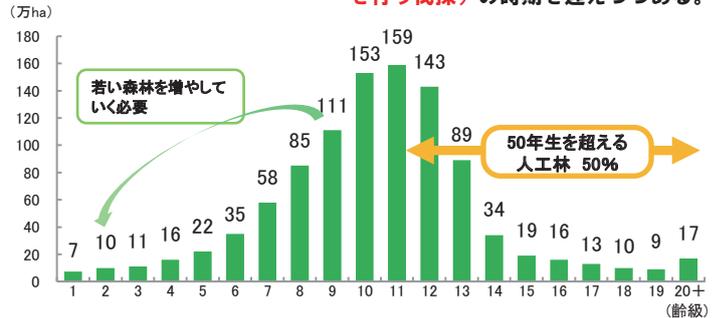
森林資源の推移

森林の蓄積は、**52億m³**。この半世紀で大幅増特に、人が植えて育てた人工林が5倍以上増加。



人工林の齢級別面積

人工林の半数が、概ね利用できる太さの51年生以上となり、**主伐(世代交代を行う伐採)**の時期を迎えつつある。



		H20	H25	H30/最新値	効果
国内工場における 国産材の使用割合	製材 (%)	63	70	+5ポイント	国産材需要UP
	合板 (%)	54	72	+13ポイント	
木材輸出額 (億円)		120	123	+228億	輸出額UP
国産材供給量 (m ³) (総数)		1,942万	2,174万	139%	供給量UP
自給率 (%) (総数)		24	29	+8ポイント	自給率UP
林業の労働生産性 ※1人1日当たりの素材 生産量	主伐 (m ³ /人・日)	4.00	5.88	113%	生産性UP
	間伐 (m ³ /人・日)	3.45	4.17	100%	

(出典: 林野庁業務資料)

目指すべき森林資源の循環利用のかたちとは



(出典: 林野庁業務資料)

林業・木材産業はパリ協定やSDGsに貢献します

■パリ協定の下での森林吸収源の取扱

- 森林の整備・保全や木材利用等を進めることで、我が国の森林(HWP※を含む)が吸収源として評価され、政府の削減目標の達成に貢献(2030年度に26%の約1割に当たる2%を森林吸収でカバー)。



※ HWP (Harvested Wood Products 伐採された木材製品)を森林の炭素プールの1つとして取り扱うことで、HWPの増加が森林吸収量の増加として評価

- 議長国のイニシアティブによりパリ協定の長期目標達成に向けて、森林及び木材等林産物による地球規模での貢献を強化する行動を加速することを宣言。(「気候を守るための森林に関するカトヴィツェ閣僚宣言」)
- 協定4条1項において、今世紀後半に排出量と吸収量の均衡を達成することを目的として明記。

■森林・林業分野とSDGs

- 森林・林業分野は、目標15「陸の豊かさを守ろう」を中心に、目標13「気候変動に具体的な対策を」を含めほぼ全ての目標の達成に貢献。
- 「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」及び「SDGsアクションプラン2019」に基づき、「林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮」を中心にSDGs達成に向けた施策を展開中。



(出典: 林野庁業務資料)

林業・木材産業がSDGsの各目標に貢献する取組例

- 目標6 安全な水とトイレを世界中に**
→植林や下刈など水源涵養保安林の手入れにより実践
- 目標12 つくる責任つかう責任**
→持続可能な木材・木製品の製造・供給により実践
- 目標13 気候変動に具体的な対策を**
→間伐によるCO2吸収や製造時CO2排出量が少ない木材利用により実践
- 目標15 陸の豊かさを守ろう**
→地域の労働力を活用した持続可能な森林経営により実践

地域の林業・木材産業を、地域の融資機関が、信用基金の保証を活用して支援すれば、低リスクでSDGs融資の実践に!



林業・木材産業信用保証とは…



林業・木材産業の事業者が融資機関から事業資金を借り入れようとする場合、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」といいます。）※が債務を保証することにより、円滑かつ有利に借り入れができるようお手伝いする制度です。

※独立法人農林漁業信用基金は、法律に基づき設立された公的機関です。

独立行政法人 農林漁業信用基金（林業部門）の業務

信用保証業務

林業・木材産業の事業者が、必要な資金を融資機関から借り入れる場合にその借入れに係る債務の保証を行うこと

経営の改善発達支援業務

森林経営管理法に基づき、市町村から経営管理実施権の設定を受け、森林の経営管理を行う林業経営者に対して、経営改善に関する助言等を行うこと

都道府県への貸付業務等

林業・木材産業の事業者が、低利で融資を受けられる「木材産業等高度化推進資金」の原資の一部を都道府県に貸し付けること

無利子の「森林整備活性化資金」の原資を日本政策金融公庫等に寄託するとともに、同資金の貸付対象者を公庫に推薦すること



信用基金保証の特徴、メリット



林業・木材産業専門の保証機関として、林業、木材産業政策に対応した資金メニューを用意しています。

保証料率は年0.10%～1.80%と低率です。
（保証額に対する割合です。利用される方の財務内容等により異なります。）

木材産業等高度化推進資金の貸付利率が0.4%低減されます。

基金が根抵当権の設定を受ける場合は、登録免許税率が軽減されます。
（0.4%→0.15%）

連帯保証人

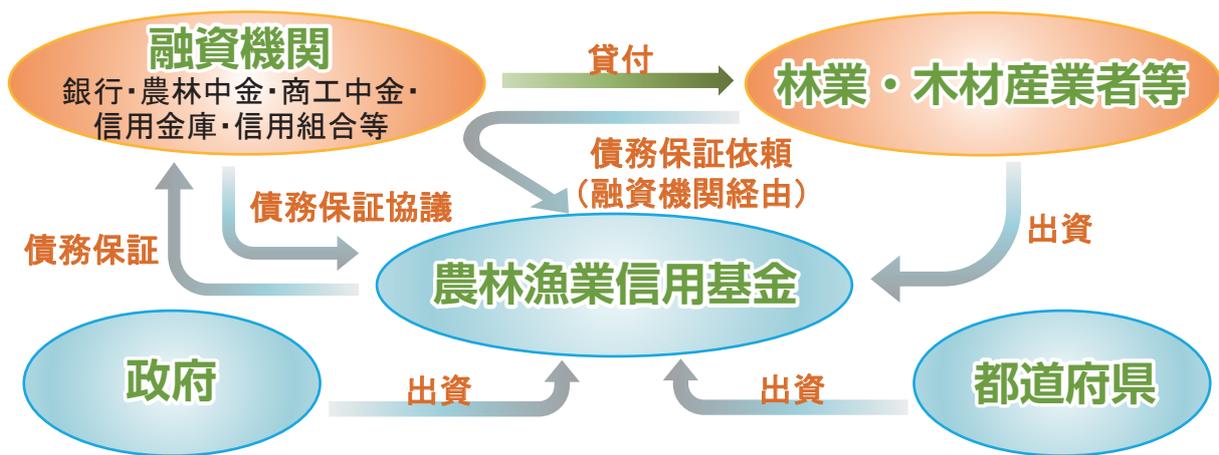
- 法人代表者のほか、ご利用条件により追加で連帯保証人が必要な場合があります。
※条件によっては無保証人保証とすることができます。

担保

- 運 転 資 金：事業者の財務内容等によっては、担保が必要となる場合があります。
- 設 備 資 金：借入期間が5年を超える場合、又は土地建物の購入・建設の場合は、原則として担保が必要です。
- 当座貸越根保証：不動産、有価証券等の担保が必要です。
- 担 保 の 評 価：信用基金の算定方法により評価します。



信用保証制度のしくみ



信用保証制度の内容



ご利用できる方

林業・木材産業の事業者（会社、個人、組合）の方が対象です。ただし、会社にあつては、資本金3億円以下又は従業員300人以下、個人にあつては従業員300人以下であることが要件となります。組合とは、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等が組織する中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会をいいます。

木材卸売業者又は市場開設者については、木材の流通の関する「合理化計画」を作成し、都道府県知事の認定を受けた方が対象となります。この場合、会社にあつては、資本金1千万円以下又は従業員100人以下、個人にあつては従業員100人以下であることが要件となります。

木材卸売業者、市場開設者、木材の輸送を業として行う者又は木材製品利用事業者については、木安法の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた方が対象となります。この場合、会社にあつては資本金1千万円以下又は従業員100人以下、個人にあつては従業員100人以下であることが要件となります。ただし、木材製品利用事業者にあつては、会社の場合は資本金3億円以下又は従業員300人以下のもの、個人の場合は従業員300人以下であることが要件となります。

保証の種類 3種類の保証があります



普通保証

保証付き融資実行のつど、保証手続きを行うものです。



根保証

利用者が融資機関から反復継続して手形貸付又は手形割引を受ける場合、あらかじめ一定の保証極度額と根保証期間を定めておき、その範囲内で繰り返し保証を受けるものです。



当座貸越根保証

一定の資格要件を備えた方が融資機関から事業資金を借り入れる場合、あらかじめ一定の貸越極度額と貸越の発生期間を定め、その範囲内で反復継続して発生する当座貸越債務の保証を根保証で取り扱うものです。当座貸越根保証の極度額は5千万円までとしています。



出資について



- 保証を受ける事業者は、出資持分を取得し出資者となつていただくことが必要です（保証利用が済みましたら、出資持分の払戻しをすることができます）。

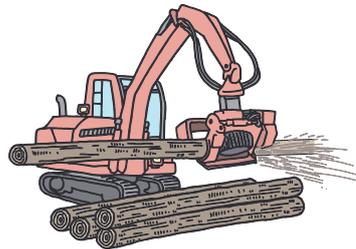


保証の対象となる資金 (設備資金または運転資金)



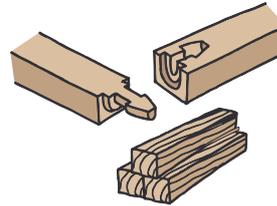
造林・育林

植栽、下刈り、除伐、間伐等に必要な資金



素材生産

立木購入、伐木、造材及び搬出等に必要な資金



木材・木製品製造

製材品、集成材、合板、プレカット材、チップ、竹製品等の製造に必要な資金



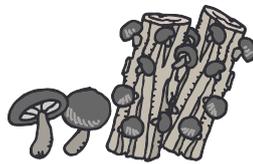
薪炭生産

薪炭 (その副産物等) の生産に必要な資金



林業種苗生産

林業種苗、緑化木等の生産に必要な資金



きのこ生産

きのこの生産に必要な資金



木材卸売等※1

木材の卸売又は木材市場の開設もしくは改良、木材の輸送に必要な資金



木材製品利用等※2

住宅等の建築請負、家具等の製造、木質バイオマス発電等に必要な資金

※「合理化計画(※1)」又は「木材安定供給事業(※1、※2)」について、都道府県知事等の認定が必要です。



造林・育林



● A 林業は、主に県や市町村から造林・育林作業を請け負う会社

請負事業を行うにあたり、事業に必要な人件費や燃料費の支払い等の運転資金の借入れをする必要があり、次のように信用基金を利用した。〔利用メニュー：一般資金 80%保証〕

- ① 相談をしていた融資機関は林業関係の融資取引が少なかったため、A林業が「信用基金の林業信用保証を利用して融資を受けたい。」と申し出た。
- ② 融資機関から信用基金へ手続き等の照会があり、信用基金担当者が説明を行った。
- ③ 融資機関での理解が深まり、信用基金の林業信用保証によるリスク管理ができたことから、融資を受けることができた。

本件のように、お取引先の融資機関が基金を利用したことがない場合には、信用基金へお気軽にご連絡いただければ、融資が円滑に進むようにお手伝いします。

の活用事例

素材生産



- B 林産は、代表者が森林組合で経験を積んだ後に独立して、素材生産事業を行う会社

事業規模を拡大するために、まとまった立木を購入したいとの構想を次のように実現した。
〔利用メニュー：ログプロダクツ3000〕

- ① 20haの立木を購入する機会があるが、即金での支払が条件のため、資金を調達する必要があった。
- ② B林産は担保提供できる不動産がないことから、借入れができるか不安であった。
- ③ この際、信用基金の林業信用保証を利用することにより、無担保で融資機関から借入れをして立木を購入することができた。

本件の場合、立木購入のための資金手当に不安な状況にありました。
その場合、融資機関に対して「信用基金の「ログプロダクツ3000」を利用して融資を受けたい。」と伝えて頂ければ、無担保でもスムーズに融資を受けられるようお手伝いします。

木材・木製品製造



- C 木材は、国産材ラミナを原材料として集成材事業を営んでいる会社

増加する受注に対応するため、原材料を仕入れるための運転資金を、金利を抑えて借入れすることにより資金繰りを改善・安定させる構想を次のように実現した。〔利用メニュー：木材産業等高度化推進資金〕

- ① 貸付金利の負担軽減のため、低利で融資を受けることができるメニューがないか信用基金に相談した。
- ② 木材産業等高度化推進資金（以下「推進資金」と言う。）を提案され、一定の計画を作成し県知事認定を取得した。
- ③ 県の指定金融機関にて、認定書の写し等を提示し、信用基金の林業信用保証を利用して低利で推進資金を借入れすることができた。

本件の場合、推進資金を利用しています。運転資金が対象であり、貸付金利は低位（短期：1.3%～1.6%、長期：1.0%～1.3%）です。さらに、信用基金の林業信用保証付で借り入れれば、当該金利より一律0.4%利率が低くなります。

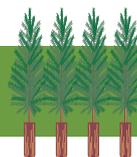


● D 物産は、これまで取り組んだことのない薪の製造販売事業を新たに開始する会社

代表者が山林を所有していることに加え、薪ストーブの愛用者が増えていることから、薪の需要が伸びると考え、新規事業として薪の製造販売に参入する構想を次のように実現した。〔利用メニュー：林業・木材産業改善資金〕

- ① 新規事業を開始するにあたり、高性能薪製造機(薪プロセッサ)、輸送トラックを購入するために、制度資金の利用について県に相談した。
- ② 県へ相談した結果、県が直接または県指定の金融機関を通じて行う無利子の「林業・木材産業改善資金」(以下「改善資金」と言う。)を借入れすることにした。
- ③ 改善資金を利用するため、一定の計画を作成し、県知事認定を取得した。
- ④ 認定後、県の指定融資機関に借入れを申込みとともに、信用基金の林業信用保証を利用して借入れをした。

新たな設備投資を行う場合、設備投資効果が出るまでに時間を要することから、金利負担を軽減することが重要です。無利子の制度資金である改善資金について、構想・検討段階から利用に向けてお手伝いします。



● E 樹苗園は、露地苗の生産を行ってきたが、新たにマルチキャビティコンテナによる杉の育苗を開始する林業種苗生産会社

山林の皆伐が促進され、伐採後の再造林するにあたり、再造林のコスト低減の一助となるコンテナ苗の需要が増大することを期待し、設備投資による事業の拡大を図る構想を次のように実現した。〔利用メニュー：次世代苗木生産資金〕

- ① コンテナ苗生産を行うにあたり、培土圧入機、コンテナ(ポット)、ミニホイローダー等を購入する必要があったが、新規事業の取組で、県内に実例が少なく、これまで融資取引がなかったため、融資機関は貸付に慎重になっていた。
- ② このため、先進的な苗木生産の資金調達に対応した信用基金の次世代苗木生産資金(100%保証)を利用することにした。融資機関は E社の構想を理解し、融資を行った。

コンテナ苗は国有林でも積極的に購入していることから、今後の事業拡大に向けて、林業信用保証を利用して資金確保することは有効です。しかし、融資機関の方が、コンテナ苗に係る融資取り扱いが不慣れな場合もありますので、専用メニューの紹介等を通じて融資をお手伝いします。



- F キノコ園は、オガ屑、菌床及び椎茸製造を行うため新たに設立された協同組合

補助金を利用して工場を新設し、安全かつ安価な椎茸を市場に供給できる栽培スキームを次のように実現した。〔利用メニュー：一般資金 80%保証〕

- ① 特用林産物施設を新設するため、補助金を申請し交付決定を受けたが、補助金では工場建設資金全額を賄うことができず、更なる資金調達をする必要があった。
- ② 融資機関はF社支援のため、信用基金に保証を依頼したところ、信用基金は、事業計画、販売予定先との協定等を確認し、保証することを承諾した。
- ③ 保証承諾後、F社は、融資機関から補助残部分の借入れができ、工場新設費用の支払を完了した。

補助金を活用して設備投資を行う場合、補助金だけでは必要資金全額を賄うことができないため、補助残部分の資金調達が重要となります。

信用基金では、補助残の事業費を保証の対象としており、補助事業の実現に向けて、お手伝いします。



- G 木材は、木材及び建材の卸売業として工務店等に木材製品を販売している会社

材木の仕入れ単価上昇、住宅木材の需要低下、競合激化等により、資金繰りが厳しい中で、受注に対応する製品仕入を行うための運転資金を借るため、次のことを行った。〔利用メニュー：木材産業等高度化推進資金〕

- ① 会社の直近2期の決算は赤字計上しており、融資機関が追加融資するにあたり、信用基金の林業信用保証を利用することを検討した。
- ② 木材卸売事業者が、林業信用保証を利用するためには、県の合理化計画（経営の合理化や事業規模の拡大等についての計画）の認定が必要となるため、合理化計画を作成し県知事認定を取得した。
- ③ 合理化計画認定後、金融機関より信用基金に対して、仕入資金として木材産業等高度化推進資金の債務保証申込があり、信用基金が承諾することにより仕入資金を調達することができた。

木材卸売業の場合、都道府県の合理化計画の認定が必要であり、合理化計画の認定を得られない場合には、信用基金の林業信用保証は利用出来なくなるのでご注意ください。

本件の場合、推進資金を利用しています。運転資金が対象で、貸付金利は低位（短期：1.3%～1.6%、長期：1.0%～1.3%）です。さらに、信用基金の保証付なら、当該金利より一律0.4%利率が低くなります。

台風17号

- H 製材は、杉KD材専門の製材加工事業を営んでいる会社

積極的な設備投資により製材加工効率が向上し、増産しようとした矢先に、台風17号の被害に遭い、工場・倉庫・製材機械が破損した。

破損した工場等の修繕費、工場停止中の運転資金の手当のための借入れを以下のように実現した。

- ① 過去の設備投資により借入が多くなっていたため、災害から再建を図るための資金をできるだけ少ない負担で融資を受けることができる保証メニューがないか信用基金に相談した。
- ② 台風17号は林野庁長官が指定した災害であり、保証料が最大5年間免除される「林業・木材産業災害復旧対策保証(以下「災害復旧保証」という。)を提案され、被災証明書を取得し、融資機関に融資を申込みとともに、信用基金の林業信用保証を利用して借入れをした。

本件の場合、林野庁が指定する災害であったことから災害復旧保証を利用することができました。また、災害復旧保証は、令和元年度から新設された商品であり、保証料が最大5年間免除されるため、復旧・再建のための資金を金利負担等が少なく借入れることができました。

なお、災害復旧保証の対象となる災害については、信用基金へ照会してください。

台風19号

- I チップ工業は、バイオマスエネルギー用の木質チップの製造及び酪農家向け敷料のペレット製造を行う会社

バイオマスエネルギー用の木質チップの需要が増え、第2工場を建設し近々稼働予定であったが、台風19号により、貯木場の原木が流出した上、工場敷地内に土砂が流入したことで、工場の稼働が遅れたことにより必要となった運転資金の借入れを以下のように実現した。

- ① 第2工場建設の際に、上限額近くまで林業信用保証を利用していたが、工場の復旧・再建のための資金が必要となり、調達方法について信用基金に相談した。
- ② 台風19号は林野庁長官が指定した災害であり、通常の保証限度額とは別枠で基金保証が利用できる災害復旧保証について提案され、被災証明書を取得し、信用基金の災害復旧保証のチラシを持参して融資機関に融資を申込みとともに、信用基金の林業信用保証を利用して借入れをした。

本件の場合、既に上限額近くまで林業信用保証を利用していましたが、災害復旧保証を利用することで通常の保証限度額とは別枠で8,000万円まで保証を利用することができました。また、災害復旧保証は、令和元年度から新設された商品であり、保証料が最大5年間免除されるため、復旧・再建のための資金を金利負担等が少なく借入れることができました。

なお、災害復旧保証の対象となる災害については、信用基金へ照会してください。

旧対策保証の活用事例

新型コロナウイルス感染症

● J 林業は、山林立木を伐採する素材生産事業を営んでいる会社

山林立木を伐採した原木の過半数を海外へ輸出していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、海外への輸出が停滞し、輸出再開時期も未定のため、必要となった運転資金の借入を以下のように実現した。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1ヶ月及びその後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高の減少が15%を超えることが見込まれるため、市町村等が発行する被害証明書を取得した。
- ② 新型コロナウイルス感染症被害は、林野庁長官が指定する災害であるため、融資機関を經由して、信用基金の保証料が最大5年間免除される災害復旧保証を利用して運転資金の借入をした。

本件の場合、新型コロナウイルス感染症の間接被害に該当したことから災害復旧保証を利用することができました。

コロナウイルス感染症の被害は、令和2年3月に追加された林野庁長官指定の災害で、保証料が最大5年間免除されるため、金利負担等が少なく借入れることができました。

コロナウイルス感染症の被害に係る保証要件等については、信用基金へ照会してください。

災害時の資金繰りを支援する

林業・木材産業災害復旧対策保証

近年、地震や豪雨等による自然災害が多く発生し、林業・木材産業を営む皆様が直接的、間接的に被災し、事業継続に支障をきたす場合があります。

災害発生後において、林業者の皆様が「復旧・再建資金を少ない負担、かつ、別枠で保証」を受けられるよう、独立行政法人農林漁業信用基金では「林業・木材産業災害復旧対策保証」を平成31年4月に新設しました。

ご利用対象者	林業・木材産業を営む方で災害（林野庁長官の指定する災害）により直接的、間接的（主要取引先の被災等）に被害を受けられた方
保証限度額	8,000万円（通常の保証限度額とは別枠で利用できます。）
資金使途	事業の復旧、再建に必要な新たな資金
保証期間	運転資金5年以内（特認7年以内）、設備資金15年以内（返済据置期間2年以内）
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	最大で5年間「保証料免除」となります。
貸付利率	金融機関所定の利率（市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。）
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	原則として法人代表者以外不要
担保	必要に応じて
出資金	保証額に対して出資金が必要です。（完済後、ご請求により出資金を返戻します。）
その他	・直接被災者の場合は、市町村長が発行する「り災証明書」または「被災証明書」が必要となります。 ・間接被災者の場合は「被害証明書（信用基金指定様式）」が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

林業・木材産業災害復旧対策保証 —新型コロナウイルス感染症対策—

新型コロナウイルス感染症による影響については、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部)を受けて、令和2年3月10日付で「林業・木材産業災害復旧対策事業に係る林野庁長官が指定する災害」に指定され、「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象となりました。

ご利用対象者	新型コロナウイルス感染症による影響により、以下のいずれかの被害が見込まれ事業継続に支障をきたしている林業・木材産業を営む方 ・従業員が罹患するなど直接的な影響により、経済的被害が発生(こうした直接被害については100%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(こうした間接被害については80%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(こうした間接被害については100%保証)
保証限度額	8,000万円（通常の保証限度額とは別枠で利用できます。）
資金使途	新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために必要な新たな資金
保証期間	運転資金5年以内（特認7年以内）、設備資金15年以内（返済据置期間2年以内）
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	最大で5年間「保証料免除」となります。
貸付利率	金融機関所定の利率（市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。）
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	実質無保証人（同一経営の範囲内の保証人のみ徴求）
担保	実質無担保（融資対象物件担保のみ徴求）
出資金	保証額に対して出資金が必要。（完済後、ご請求により出資金を返戻します。）
その他	市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。



資金毎の保証内容



1 一般資金

	資金の種類	対象事業	保証期間 (最高限度)	保証料率	資格要件等		
80 % 保証	一般資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○薪炭生産 ○林業種苗生産 ○きのこ生産	運転：3年 (特認7年) 設備：15年	0.20% 0.40% 0.60% 0.90% 1.10% 1.30% 1.50% 1.80%			
	間伐資金	○素材生産 ○木材・木製品製造			間伐が計画的、持続的に行われていること		
100 % 保証可能	高品質木材生産資金						
	乾燥材生産・製造	○素材生産 ○木材・木製品製造			生産・製造を単独で実施する場合、元本の合計額が以下の額まで100%保証 乾燥材生産・製造 5千万円 JAS製品製造 5千万円 高次加工製品生産・製造 7千万円		
	日本農林規格(JAS)製品生産・製造	○木材・木製品製造					
	高次加工製品生産・製造						
	(高次加工) 集成材、積層材、防腐材、 難・不燃材、プレカット、パネ ル等高次加工品の生産						
	(高生産性加工) コンピュータ制御の加工機械 等を導入した先端的生産方 式による木材の加工	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○薪炭生産				生産・製造を複合的に実施する場合、元本の合計額が1億円まで100%保証	
(高度利用) バイオマスエネルギー利用、 木酢液等新たな分野、用途 での木材利用							
	次世代苗木生産資金	○林業種苗生産					コンテナ苗等の生産が計画的に行われること
	林業・木材産業支援資金	○素材生産 ○木材・木製品製造	運転：3年 (特認7年。 なお、更新、期 間の延長は不 可。)		元本の合計額が2千万円まで100%保証 保証付借入金残高が月商の2ヶ月以内で財務 内容等に関する一定の要件を満たすこと		

注1：保証料率は、各資金とも、事業者の財務内容等により各区分内のいずれかの保証料率が適用されます。

注2：借入利率は、融資機関の定める利率となります。

将来性評価について

新たに林業・木材産業を始める創業初期の方が対象です。

信用基金による債務保証を申し込む際に通常提出いただく決算書に代えて、将来ビジョンや経営理念などを記載した将来性評価シートを提出いただき、これに基づき審査を行う評価方式を令和2年度から試行します。

木材の安定的な取引関係の確立のための事業計画に対する資金融通

令和2年度から、川上事業者（林業者）、川中事業者（製材業者・合板業者）及び川下事業者（木材製品の利用者）が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画（木材安定供給確保事業計画）を作成し、知事等の認定を受けた場合には、信用基金による債務保証及び低利の資金融通を開始します。

2 制度資金

	資金の種類	対象事業	資金区分	保証期間(最高限度)	保証料率	借入利率	資格要件等(都道府県の計画認定)	
100%保証可能	林業・木材産業改善資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○きのこ生産 ○薪炭生産 ○木材卸売等	設備	最高10年 (特認12年、15年)	(区分1) 0.10% 0.20% 0.30% 0.45% 0.55% 0.65% 0.75% 0.90%	0.0% (無利子)	林業・木材産業改善措置に関する計画	
			運転					
	木材産業等高度化推進資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転	短期1年 長期5年	上記(区分1) 又は (区分2) 0.15% 0.30% 0.45% 0.68% 0.83% 0.98% 1.13% 1.35%	100%信用保証付 短期0.90% ~1.20% 長期0.60% ~0.90% 上記以外 短期1.30% ~1.60% 長期1.00% ~1.30%	合理化計画(事業経営改善計画)	
	事業経営改善合理化資金・素材生産等促進資金・新規需要創出資金						合理化計画(構造改善計画)	
	木材高度加工資金						林業経営改善計画	
	林業経営改善資金・林業経営高度化推進資金・伐採・造林一貫作業推進資金						木材安定供給確保事業計画	
	木材安定供給資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等 ○木材製品利用						
	合理化資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	設備	15年	上記(区分2)	融資機関の定める利率	合理化計画(事業経営改善計画、構造改善計画)	
			運転	5年				
	林業経営資金	○造林・育林 ○素材生産	運転	3年(特認5年)			林業経営改善計画	

注1：木材産業等高度化推進資金の保証料率は、資金の種類・木材の取扱量により、(区分1)又は(区分2)のいずれかが適用されます。
 注2：保証料率は、各資金とも、事業者の財務内容等により各区分内のいずれかの保証料率が適用されます。
 注3：木材卸売等については、各都道府県の合理化計画の認定が必要です。
 注4：木材安定供給資金については、川上・川中・川下の各事業者が共同して事業計画を作成し、各都道府県知事等の認定が必要です。

3 臨時資金

	資金の種類	対象事業	資金区分	保証期間(最高限度)	保証料率	担保・保証人	資格要件等(都道府県の計画認定)
100%保証可能							
R3.3.31 まで受付	東日本大震災復興等緊急保証(注1)	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等	運転 設備	15年	一般資金又は制度資金に同じ	・他の資金と別枠で4億円まで無担保可 ・連帯保証人1名以上(個人に限り1,250万円まで無保証人可)	・特定被災区域(注2)で被災された方の復旧・復興、もしくは同区域の復興事業に必要な運転資金・設備資金 ・特定被災区域(注2)内の主要販売先の罹災等により間接的に被害を受けた方の資金繰りの安定化に必要な運転資金
R4.3.31 まで受付	林業成長産業化モデル地域支援保証	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等	運転 設備	5年 15年	制度資金の(区分1)に同じ	・他の資金と別枠で1億円まで無担保可 ・連帯保証人は、法人が原則代表者のみ、個人が原則不要	・林野庁が指定した「林業成長産業化地域」の地域構想に事業者名とその取組内容が記載されていること ・自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過でも改善の見込みがある ・融資機関借入金に延滞が無い
80%保証							
R3.3.31 まで受付	ウッドサポート5000(木材安定供給保証)	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転	5年(特認7年)	制度資金の(区分2)に同じ	・他の資金と別枠で貸付額5千万円まで無担保可 ・原則1名以上の連帯保証人	・木材の安定供給に関する協定等に参画していること ・自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過でも改善の見込みがある ・融資機関借入金に延滞が無い ・融資機関借入総額が原則年商以内 ・原則直近3期連続等期利益計上
	ログプロダクツ3000(素材生産推進保証)	○素材生産				・他の資金と別枠で貸付額3千万円まで無担保可 ・原則1名以上の連帯保証人	・自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過でも改善の見込みがある ・融資機関借入金に延滞が無い ・融資機関借入総額が原則年商以内 ・原則直近3期連続等期利益計上

注1：本資金は申込みまでの3ヶ年の年間売上高平均が震災前の3ヶ年の年間売上高平均に満たない方が対象です。また、罹災証明書等の提出が必要な場合があります。
 注2：特定被災区域とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に定める区域をいいます。(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の全域又は一部地域)
 注3：木材卸売等については、各都道府県の合理化計画の認定が必要です。
 注4：保証料率は、各資金とも、事業者の財務内容等により各区分内のいずれかの保証料率が適用されます。
 注5：借入利率は、融資機関の定める利率となります。

ウッド・サポート5000（木材安定供給）

国有林のシステム販売や民有林所有者と加工業者との協定等を締結した木材の**安定的な取引に必要な運転資金**を保証します。

- ・**素材生産業の方が**必要な立木購入費、人件費、トラック運賃などの資金※
- ・**木材加工業の方が**必要な素材購入費、電気料金、燃料費などの資金※
- ・**合理化計画の認定を受けた木材卸売業の方**

※ 「組合転貸」及び「組合共同購入」の場合も含まれます。

- ◇ 無担保・別枠で5,000万円までの借入を、保証割合80%で保証します。
- ◇ 保証期間は、原則5年（特認7年）以内に延長しました。
- ◇ 保証対象者は、下欄の保証対象者要件を満たす個人・会社・組合ですが、最終的な保証引受は信用基金の審査によることとします。
- ◇ 保証料率は、0.15%～1.35%に優遇
- ◇ 受付は、令和3年3月31日まで

ご融資相談窓口



ログ・プロダクツ3000（素材生産推進）

協定等の有無にかかわらず、「素材生産」の規模拡大や素材の安定供給のために必要な**立木購入費、人件費、燃料費、トラック運賃などの運転資金**を保証します。

- ❖ 無担保・別枠で3,000万円までの借入を、保証割合80%で保証します。
- ❖ 保証対象者は、下欄の保証対象者要件を満たす個人・会社・組合ですが、最終的な保証引受は信用基金の審査によることとします。
- ❖ 保証料率は、0.15%～1.35%に優遇
- ❖ 保証期間は、原則5年（特認7年）以内に延長
- ❖ 受付は、令和3年3月31日まで



●ウッド・サポート5000及びログ・プロダクツ3000の保証対象者要件

- ・自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過であっても改善の見込みがあること
 - ・融資機関借入金に延滞がないこと
 - ・融資機関借入金総額が原則として年商以内であること
 - ・原則として直近3期連続当期利益を計上していること
- ◇ 信用基金の保証をご利用いただくには出資金が必要
 ※必要出資額は保証額を概ね40～45倍(都道府県で異なる)で除した額
 ※保証利用が済みましたら、出資持分を払戻すことができます

造林用苗木

造林用苗木の生産では、

- 苗木の生産に必要な資機材の購入、人件費や燃料費の支払い
- 苗木の生産から代金の支払いまでに時間を要すること等のために必要な資金を保証します。



資金の用途	保証期間	保証割合(上限)	保証料率
穂木や種子の購入、 人件費・燃料代等 に要する運転資金	3年以内 (特認7年以内)	100% <small>注 裸苗生産の保証割合は80%となります</small>	0.2~1.8%
植付け機械等の購入、 灌水設備や温室等の整備 に要する設備資金	15年以内		

国有林野事業（造林・生産）請負

造林や素材生産事業の請負では、契約後の前金払の対象などに制約があること等から、

- 事業に必要な資機材の購入、人件費や燃料費の支払い
- 災害等で事業地に入れられない期間の掛かり増し経費
- 事業規模の拡大等のために必要な資金を保証します。



資金の用途	借入限度額	保証期間	保証割合	保証料率
造林・素材生産 事業一般	契約金額の範囲内	1年以内	80%	0.2~1.8%
間伐事業			100%	

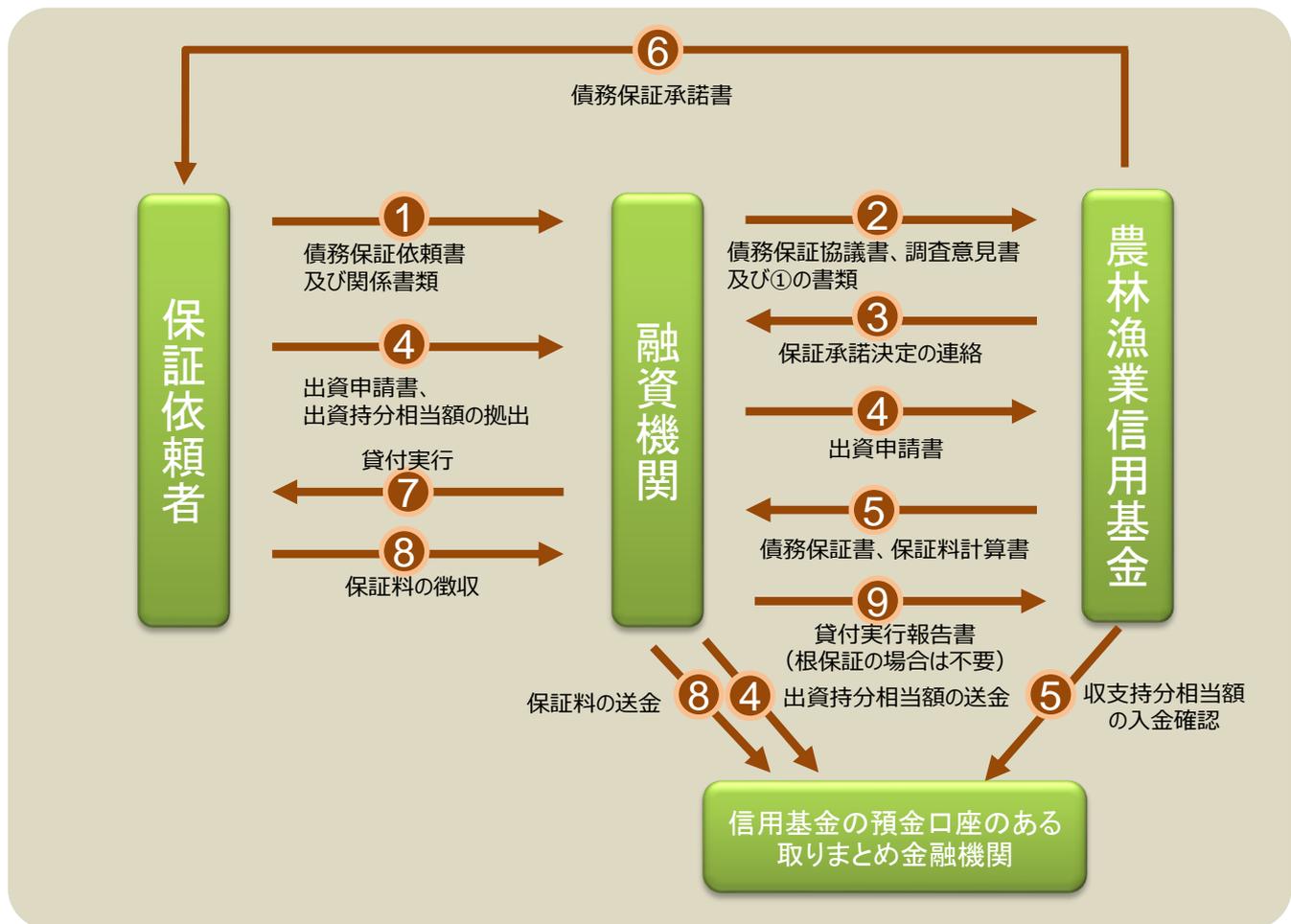
危機管理



保証の方法の1つに、**根保証**があります。利用者が融資機関から反復継続して手形貸付又は手形割引を受ける場合、あらかじめ一定の保証極度額と根保証期間(1年以内)を定めておき、その範囲内で繰り返し保証を受けるものです。将来の予期せぬ支出や万一の災害の際、迅速な保証を行うことが可能です。

保証ご利用の手続き

債務保証ご利用の手続きは次のとおりです。



- ① 保証依頼者が、融資機関に債務保証依頼書及び関係書類を提出。
- ② 融資機関において「債務保証協議書」、「調査意見書」、「保証人調査書」を作成の上、保証依頼者から提出されたその他の書類と併せて信用基金へ提出。
- ③ 信用基金において審査し、保証承諾決定を連絡。
- ④ 保証承諾の決定の連絡を受けた後、保証依頼者から出資申請書の提出及び出資持分相当額の拠出をいただき、信用基金の預金口座のある取りまとめ金融機関に送金。（出資申請書は信用基金に送付。）
※出資持分相当額は、保証依頼者が既に保証額に必要な出資をしている場合には不要です。既に出資をしても、保証額に必要な出資持分相当額に足りない場合はその不足分を出資していただきます。
- ⑤ 信用基金は出資持分相当額の入金確認後、融資機関に「債務保証書」及び「保証料計算書」を送付。
- ⑥ 信用基金は保証依頼者に「債務保証承諾書」及び出資手続きの完了した旨の文書を送付。
※出資手続きの完了した旨の文書は、発行事務に時間を要しますので、債務保証承諾書送付後に別途送付いたします。
- ⑦ 貸付の実行。
- ⑧ 融資機関は、保証依頼者より保証料を徴収し、信用基金の預金口座のある取りまとめ金融機関に送金。
※保証料は、必ず翌月10日までに送金するとともに保証料送金通知書を信用基金に送付して下さい。
- ⑨ 融資機関は、貸付実行報告書を信用基金へ提出。

本冊子でご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。
お役に立ちます！林業信用保証！



独立行政法人農林漁業信用基金

URL: <https://www.jaffic.go.jp/>

〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMOR | タワー 28階
電話 03-3434-7826又は7827 (林業信用保証業務部 業務課)